

**第25期小山市農業委員会
第24回総会議事録**

令和7年5月26日

1. 開催日時 令和7年5月26日（月）午後2時00分から午後3時01分

2. 開催場所 小山市役所6階 大会議室

3. 出席委員 19人

会長 19番 大塚 稔（議長）

1番 保坂 健司

2番 篠原 和香子

3番 篠崎 巖

4番 永嶋 朋子

5番 鶴見 礼夫

6番 田口 正剛

7番 玉野 一雄

8番 寺田 仁一

9番 黒崎 照男

10番 本橋 信男

11番 舘野 強志

12番 菅沼 正治

13番 杉山 力

14番 山口 誠英

15番 山本 光康

16番 石川 政道

17番 野原 重雄

18番 柏瀬 勝彦

4. 付議事件

議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第3号	農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（重要変更）
議案第4号	農業経営基盤の強化の促進に関する計画の変更案にかかる意見照会について
議案第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について
議案第6号	農地法第32条第3項の規定に基づく所有者不明農地の公示について
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について

5. 出席職員

農業委員会事務局

	事務局長	石川 博
農地調整係	係長	根本 護
	主任	松本 守男
	主事	渡辺 駿介
農地利用最適化推進係	係長	中村 俊也
	主査	林 佑亮
農政対策係	係長	武藤 妙子

農政課

担い手・農地総合対策室

農業振興係	係長	上野 哲
	主査	生井 彰人
	主事	堀口 里奈
	主事	田村 七瀬

事務局 総会開会にあたり、出席委員数をご報告申し上げます。ただいまの出席委員数は19名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。開会に先立ちまして、大塚会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

事務局 ありがとうございます。小山市農業委員会総会規則第5条により、総会議長は会長が務めることになっておりますので、大塚会長にこれよりの議事進行をお願いいたします。

議 長 ただいまより、第24回小山市農業委員会総会を開会いたします。お手元の議事日程に基づきまして、議事を進行していきたいと思っております。

初めに、議事録署名人の選出を行いたいと思っております。いかように選出したらよろしいかお諮りします。

(議長一任との声あり)

議 長 それでは、7番玉野一雄委員、13番杉山力委員を議事録署名人に任命いたします。よろしくお願ひします。

なお、会議の書記につきましては、農業委員会事務局の渡辺主事を指名いたします。

それでは議事に入ります。お手元の議案書をご覧ください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 農地法第3条農地等の権利移動に関する許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の2ページ、別紙位置図1から3ページをご覧ください。

今回は、6件の申請がございました。

まず、番号1番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは贈与による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 田1筆 面積 235㎡

権利取得後の経営面積は : 61a

農機具等の保有状況は : トラクターを所有しており

労働力は : 3人

申請地は、受け人の自宅に隣接する農地です。

以上が1番でございます。

続きまして、番号2番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは贈与による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 田1筆 面積 167㎡

権利取得後の経営面積は : 89a

農機具等の保有状況は:トラクター、田植え機、乾燥機を所有しており

労働力は: 2人

申請地は、受け人の自宅に隣接する農地です。

以上が2番でございます。

続きまして、番号3番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは新規就農者の売買に関する案件でございます。

対象農地は : 畑3筆 面積 3,421㎡

権利取得後の経営面積は : 34a

農機具等の保有状況は:トラクター、管理機等を所有しており

労働力は: 1人

申請地は、自宅から28kmのところに位置する農地です。

以上が3番でございます。

続きまして、番号4番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 田2筆 面積 5,031㎡

権利取得後の経営面積は : 458a

農機具等の保有状況は:トラクター、コンバイン、田植え機等を所有しており

労働力は: 2人

申請地は、自宅から1kmのところに位置する農地です。

以上が4番でございます。

続きまして、番号5番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは新規就農者の売買に関する案件でございます。

対象農地は : 田3筆 畑1筆 面積 7,899㎡

権利取得後の経営面積は : 78a

農機具等の保有状況は:トラクター、畝上げ機等を所有しており

労働力は: 3人

申請地は、自宅から5kmのところに位置する農地です。

以上が5番でございます。

続きまして、番号6番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 畑1筆 面積 135㎡

権利取得後の経営面積は : 156 a
農機具等の保有状況は:トラクター、コンバイン、田植え機等を所有しており
労働力は: 1人
申請地は、自宅から5kmのところにある農地です。
以上が6番でございます。

以上、6件の案件につきまして、受け人の農業機械・労働力・技術・通作距離等に問題がなく、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。また、受付後、申請書類及び添付書類を点検・補正し、現地調査を行うなどしましたところ、問題はございませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

13番 番号1番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による贈与に関する案件です。

渡し人は農地の管理に苦慮しており、以前より農地の処分を検討していました。そのため受け人と相談したところ、農地を贈与することになり、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

13番 続きまして、番号3番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買に関する案件です。

譲渡人らと相談したところ、農地を売買することになり、今回の申請に及んだものです。申請人は、農作業経験も豊富なことから、新規就農者として従事する予定です。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

13番 続きまして、番号5番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買に関する案件です。

申請人は、いちご栽培の新規就農者として従事する予定で、農作業経験も豊富なことから譲渡人らと相談したところ、農地を売買することになり、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

8番 番号2番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による贈与に関する案件です。

渡し人は農地の管理に苦慮しており、以前より農地の処分を検討していました。そのため受け人と相談したところ、農地を贈与することになり、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 18番 番号4番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買に関する案件です。
渡し人は農地の管理に苦慮しており、以前より農地の処分を検討していました。そのため受け人と相談したところ、農地を売買することになり、今回の申請に及んだものです。
許可することが相当と思われまますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 6番 番号6番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買に関する案件です。
渡し人は農地の管理に苦慮しており、以前より農地の処分を検討していました。そのため受け人と相談したところ、農地を売買することになり、今回の申請に及んだものです。
許可することが相当と思われまますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議長 ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。
- 10番 売買に関する案件について、10アールあたりの売買価格を教えてくださいたいです。
- 議長 各案件の売買価格について説明。
- 議長 他に質疑はありませんか。

(特になし)
- 議長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。
議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)
- 議長 「異議なし」と認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決いたします。
次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。
議案書3ページ、別紙位置図4ページでございます。
今回は、1件の申請がございました。5月17日に調査委員会第2班と事務局で現地確認を

実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

転用の目的は、住宅敷地でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積328㎡。

使用貸借権設定を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、受け人は夫婦で市外のアパートに居住しておりますが、子供が誕生する予定であり、手狭に感じたため、祖父が所有している農地を利用して自己用住宅の建築を計画しました。申請地は祖父の家に近く、子育てや祖父の介護を考えると適地であり、申請に至ったとのことです。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、既存集落から滲み出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、農振法、都市計画法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は市上水道、排水は浄化槽処理後、小山用水土地改良区の排水路に放流とのことで、小山用水土地改良区から同意を得ております。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の状況ですが、北は雑種地、東は墓地・西は農地、南は宅地であり、周辺との境には、土留めを設けて被害を防除するとのことです。

資金計画につきましては、全体事業費3,200万円で、融資で賄うとのことで、融資証明書が添付されております。

以上が1番でございます。

以上1件につきまして、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

事務局の説明が終わりました。引き続き、地元委員の補足説明をお願いします。

4番

番号1番について、補足説明いたします。

受け人は、市外のアパートに家族2人で居住しておりますが、今後子供が誕生する予定であることから、手狭に感じるようになり、将来を見据えて自己用住宅の建築を計画しました。子育てや祖父の介護を考えて祖父の家近くの土地を探したところ、申請地が適地であり、今回の申請に至ったとのことです。

許可することが相当と思われれます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

事務局

ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議長

これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり決すること、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（重要変更）」および議案第4号「農業経営基盤の強化の促進に関する計画の変更案に係る意見照会について」は、関連がございますので、一括議題とさせていただきたいと思っておりますけれども、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長 それでは、議案第3号並びに議案第4号を一括議題とさせていただきます。事務局の説明を求めます。

この案件は、市農政課から意見聴取を求められている案件ですので、農政課職員の出席を求めます。

(農政課職員入室)

議 長 それでは、議案第3号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（重要変更）」および議案第4号「農業経営基盤の強化の促進に関する計画の変更案にかかる意見照会について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更（重要変更）につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書4、5ページ、別紙位置図5から7ページでございます。

この案件は、市農政課に申出のあった、農業振興地域の農用地区域からの除外につきまして、農業委員会の意見を求められております。

今回は5件の申出がございました。令和7年4月17日に調査委員会第3班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

変更する用途は、一般住宅でございます。

変更する農地は、畑1筆、面積862㎡の内411.47㎡。

申出の理由ですが、申出者は市外のアパートに家族と暮らしていますが、子どもの成長に伴い手狭になっており、自己用住宅の建築を計画しました。申出地は実家の近くであり、分家住

宅に必要な面積を確保できることから適地であり、今回の申出に至りました。

申出地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

なお、集団的農用地の縁辺部に位置し、農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがあると認められず、また被害防除措置が検討されているため、変更後の周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれも認められません。

以上が1番でございます。

続きまして、番号2番をご覧ください。

変更する用途は、農家住宅でございます。

変更する農地は、畑2筆、面積1,015㎡。

申請の理由ですが、申出人は実家に家族7人で居住しておりますが、子どもの成長に伴い手狭に感じており、自己用住宅の建築を計画しました。また、申出人は米作、小麦作以外にも牛の肥育に携わっており、作物や牛の管理の面において、すぐに駆けつけられる場所を探していたところ、実家の近くである申出地が適地であるため、今回の申出に至ったとのことです。

申出地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農振除外後の農地区分は第1種農地と考えられますが、既存集落からしみ出式的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

なお、集団的農用地の縁辺部に位置し、農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがあると認められず、また被害防除措置が検討されているため、変更後の周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれも認められません。

以上が2番でございます。

続きまして、番号3番をご覧ください。

変更する用途は、資材置場（トラック車）でございます。

変更する農地は、畑4筆、面積6,583㎡。

申出人は中古大型トラック車等の購入・売買を営む法人です。現在の本店及び近隣の他会社の敷地で車両を管理しておりますが、経営規模拡大に伴い、年々取引台数が増加しており、車両置き場が不足している状況にあります。そのため、他会社の敷地での管理及び移動と今後の取引を考慮し、50台分程度の車両を駐車できる土地を探しておりました。

申出地は、主の取引先である市内のオークション会場から近接しており、商品である大型トラック等の車両を保管することができ、会場まで移動を容易に行うことができる適地であるため、今回の申出に至ったとのことです。

申出地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農振除外後の農地区分は第1種農地と考えられますが、既存集落からしみ出式的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

なお、集団的農用地の縁辺部に位置し、農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがあると認められず、また被害防除措置が検討されているため、変更後の周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれも認められません。

以上が3番でございます。

続きまして、番号4番をご覧ください。

変更する用途は、一般住宅でございます。

変更する農地は、畑1筆、面積974㎡の内499.90㎡。

申出人はアパートに家族2人で居住しておりますが、以前から手狭に感じており、自己用住宅の建築を計画しました。将来の子育てや親の介護に適した土地を探したところ、実家の近くである申請地が適地であるため、今回の申出に至ったとのことでした。

申出地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農振除外後の農地区分は第1種農地と考えられますが、既存集落からしみ出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

なお、集团的農用地の縁辺部に位置し、農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがあると認められず、また被害防除措置が検討されているため、変更後の周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれも認められません。

以上が4番でございます。

続きまして、番号5番をご覧ください。

変更する用途は、駐車場兼資材置場でございます。

変更する農地は、畑1筆、面積1,824.48㎡の内1,364.99㎡。

申出者は従業員20名でゴミ回収の事業を営んでおります。現在従業員駐車場として使用している敷地については、17台しか駐車できず、駐車場に入りきらない場合は、本店敷地内に駐車しております。そのため、分散して駐車せずに20名分の駐車を確保できる土地が必要となりました。また、併せて、敷地内にゴミ分別用のかごを設置できる敷地が必要であったため、土地を探したところ、従業員20台分の駐車場が確保でき、ゴミ分別用かごを設置できる申出地が適地であり、今回の申出に至ったとのことでした。

申出地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農振除外後の農地区分は第1種農地と考えられますが、既存集落からしみ出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

なお、集团的農用地の縁辺部に位置し、農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがあると認められず、また被害防除措置が検討されているため、変更後の周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれも認められません。

以上が5番でございます。

事務局

(議案第4号について、議案書の内容を読み上げる)

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

- 11番 番号1番について、補足説明いたします。
この件に関しまして、私も申出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。
申出人はアパートに家族5人で居住しておりますが、子どもの成長に伴い手狭に感じており、自己用住宅の建築を計画しました。子育てや将来の親の介護に適した土地を探したところ、実家の近くである申出地が適地であるため、今回の申出に至ったとのことです。
なお、申出地は集団的に存在する農地の縁辺部に位置し、農地利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと思われます。
事務局説明のとおり相違はございません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 18番 番号2番について、補足説明いたします。
この件に関しまして、私も申出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。
申出人は実家に7人で居住しておりますが、子どもの成長に伴い手狭に感じており、自己用住宅の建築を計画しました。また、申出人は米作、小麦作以外にも牛の肥育に携わっており、管理の面において、すぐに駆けつけられる場所を探していたところ、実家の近くである申出地が適地であるため、今回の申出に至ったとのことです。
なお、申出地は集団的に存在する農地の縁辺部に位置し、農地利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと思われます。
その他、ただいまの事務局説明のとおり相違はございません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 4番 番号3番について、補足説明いたします。
この件に関しまして、私も申出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。
申出人は中古大型トラック等を購入し、売買することを営む法人です。申出地は、主の取引先である市内のオークション会場から近接しており、商品である大型トラック等の車両を保管でき、会場までの移動を容易に行うことができる適地であるため、今回の申出に至ったとのことです。
なお、申出地は集団的に存在する農地の縁辺部に位置し、農地利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと思われます。
その他、ただいまの事務局説明のとおり相違はございません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 16番 続きまして、番号4番について、補足説明いたします。
この件に関しまして、私も申出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。
申出人はアパートに家族2人で居住しておりますが、以前から手狭に感じており、自己用住宅の建築を計画しました。将来の子育てや親の介護に適した土地を探したところ、実家の近くである申出地が適地であるため、今回の申出に至ったとのことです。
なお、申出地は集団的に存在する農地の縁辺部に位置し、農地利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと思われます。

その他、ただいまの事務局説明のとおり相違はございません。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

13番

番号5番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

申出人は市内でごみ回収事業を営んでおります。現在従業員駐車場として使用している隣接地は17台しか駐車できず、駐車場に入りきらない場合は本店敷地内に駐車している状況にあるため、一体の敷地に従業員20名分の駐車場所を確保できる土地を探しておりました。また、併せて、敷地内にごみ分別用のかごを設置できる敷地が必要であったため、土地を探していたところ、申出地が適地であり、今回の申出に至ったとのことです。

なお、申出地は集団的に存在する農地の縁辺部に位置し、農地利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと思われまます。

その他、ただいまの事務局説明のとおり相違はございません。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ただいま、地元委員より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

14番

農地転用できる面積について、何か制限は設けられていないのでしょうか。

事務局

面積の制限に関しましては、農地法上の具体的な規定はございません。ただし、3,000㎡を超える農地転用案件については、栃木県農業会議への意見聴取案件に該当することとなります。

14番

大規模な面積の農地転用案件について、容易に許可を認めないようにするためにも、農地転用できる面積に制限が設けられればよいと感じました。

事務局

農地転用の申請があった際には、一般基準も含め、転用する面積が適正であるか慎重に審査いたします。

議長

他に質疑はありませんか。

(特になし)

議長

これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第3号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（重要変更）」および議案第4号「農業経営基盤の強化の促進に関する計画の変更案にかかる意見照会について」に係る、意見聴取を行った結果、農業委員会として議案のとおり変更を承認する旨、答申してよ

ろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め、議案第3号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について(重要変更)」および議案第4号「農業経営基盤の強化の促進に関する計画の変更案にかかる意見照会について」、農業委員会として議案どおり変更することを承認する旨、小山市長に意見を提出いたします。

農政課は退出してください。

(農政課職員退出)

議 長 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について」、審議いたしますが、その中に1名の委員に関する案件があります。

これは、農業委員会等に関する法律第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、これらの案件を先に審議したいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長 それでは、はじめに議案第5号のうち、一括方式・地域計画区域内の番号9番、12番、13番、31番、32番、57番から59番、99番および一括方式・地域計画区域外の番号2番は 野原重雄委員に関する案件ですので、野原委員は、一旦退出願います。

(野原委員退出)

議 長 議案第5号のうち一括方式・地域計画区域内の番号9番、12番、13番、31番、32番、57番から59番、99番および一括方式・地域計画区域外の番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。
議案第5号のうち一括方式・地域計画区域内の番号9番、12番、13番、31番、32

番、57番から59番、99番および一括方式・地域計画区域外の番号2番について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について」のうち一括方式・地域計画区域内の番号9番、12番、13番、31番、32番、57番から59番、99番および一括方式・地域計画区域外の番号2番について、原案のとおり可決いたします。

野原委員は入場してください。

(野原委員入出)

議 長 続きます。議案第5号のうち、一括方式・地域計画区域内の番号1番から8番、10番から11番、14番から30番、33番から56番、60番から98番、100番から110番、再配分・地域計画区域内の番号1番、一括方式・地域計画区域外の番号1番および3番から12番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第5号のうち、一括方式・地域計画区域内の番号1番から8番、10番から11番、14番から30番、33番から56番、60番から98番、

100番から110番、再配分・地域計画区域内の番号1番、一括方式・地域計画区域外の番号1番および3番から12番について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について」のうち一括方式・地域計画区域内の番号1番から8番、10番から11番、14番から30番、33番から56番、60番から98番、100番から110番、再配分・地域計画区域内の番号1番、一括方式・地域計画区域外の番号1番および3番か

ら12番について、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第6号「農地法第32条第3項の規定に基づく、所有者不明農地の公示について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第6号「農地法第32条第3項の規定に基づく、所有者不明農地の公示について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

「異議なし」と認め、議案第6号「農地法第32条第3項の規定に基づく所有者不明農地の公示について」、原案のとおり可決いたします。

議長 報告第1号から第3号について事務局の説明を求めます。

事務局 (報告書の内容を読み上げる)

議長 以上で、本日の議題・報告はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第24回小山市農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は、渡辺主事が作成したものであり、その内容の正当なる事を証するため署名する。

令和 年 月 日

農業委員会長

議事録署名人

議事録署名人
